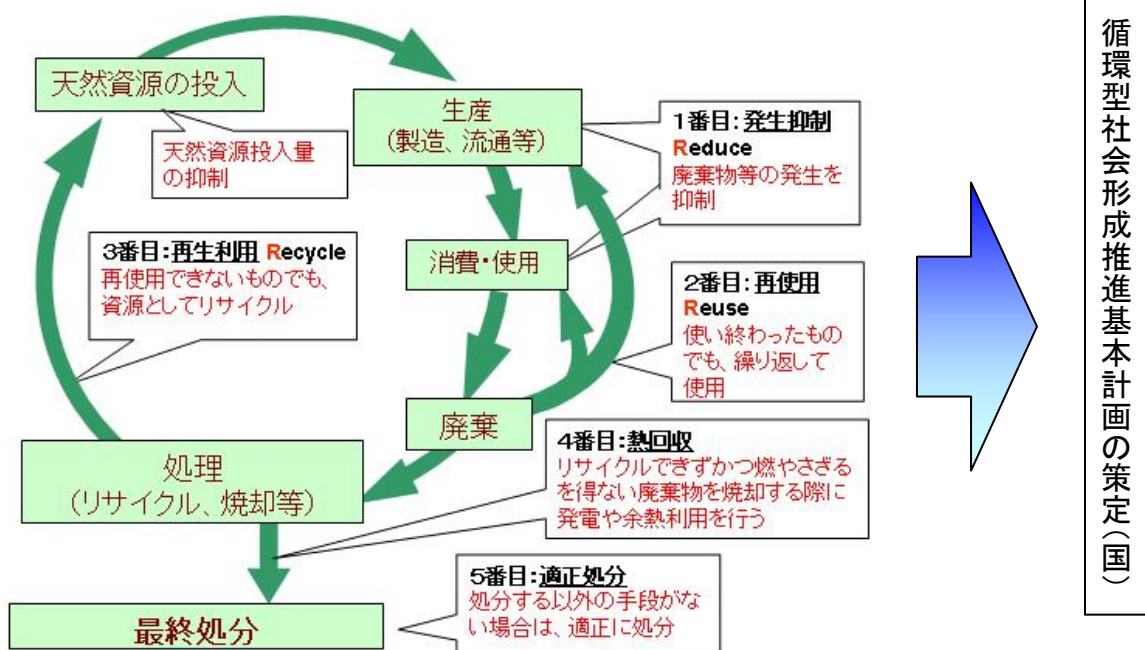


第2次循環型社会形成推進基本計画の概要

循環型社会形成推進基本法の概要

- 「循環型社会」を、「廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義（法第2条）。
- 法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進（法第2条）。
- 処理の優先順位を『発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分』と初めて法定化（第5条、第7条）。
- 事業者・国民の「排出者責任」を明確化するとともに、生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立（第9～12条）。
- 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定（第15条第2項）。



第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月25日閣議決定)の概要

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条第2項に基づき、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。

第2次循環基本計画の概要

現状と課題

- ・ 関係主体の取組により、各指標は概ね順調に推移しており、最終処分量の削減など第一次計画の目標は達成する見込み。ただし、家庭系ごみの減量化は進捗が遅れている。
 - ・ 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性。
- 3Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。

循環型社会の中長期的なイメージ

- ・ 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現
 - ・ より良いものが多く蓄積され、それを生かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成
- 地域の特性に応じた循環型社会(地域循環圏)、「もったいない」の考え方に即したライフスタイル、関係主体の連携・協働、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透 など

指標及び数値目標(目標年次は平成27年度)

各主体の取組

循環型社会の形成に向け、すべての主体が相互に連携

- 国民
マイバックスの利用などのライフスタイルの変革
- 事業者
・不法投棄の防止や3Rの徹底
・廃棄物処理の高度化、産業間連携
- NGO/NPO、大学等
・連携・協働のつなぎ手
・知見の充実や信頼情報の提供

○ 地方公共団体

地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者

- 国
関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

- ①低炭素や自然共生との統合的取組(廃棄物発電、バイオマス利活用)、②「地域循環圏」の形成推進、③3Rに関する国民運動、④グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興、⑤発生抑制を主眼とした3Rの仕組みの充実、⑥3Rの技術をシステムの高度化 ほか

省 略

第2次循環型社会形成推進基本計画の第3回点検結果(平成23年3月閣議報告)(抜粋)

- **【総括】**3Rの取組の浸透や国民の意識の向上等により、目標を設定する物質フロー指標及び取組指標のうち、いくつかの指標については平成20年度時点において目標を達成している。一方、世界金融危機が影響している可能性も高く、循環型社会の構築に向けた国民の行動などライフスタイルの変革についても取組率が低いものがある等の課題がある。数値目標の安定的な達成、維持を含め、質の面にも配慮し、循環型社会の構築が着実に進むように引き続き取り組んでいくことが重要である。
- **【課題】**国民に分かりやすく情報提供を行いながら3Rの取組を進め、再使用、再生利用できない場合にはできるだけ効率的な形で廃棄物発電等の熱回収の取組を進め、また、バイオマスの利活用の徹底を図るなど、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の統合的取組を進めること。
- **【課題】**発生抑制、再使用や循環資源を活用した製品の利用促進に係る施策については、さらに取り組み、効果の見える化や国民が取り組みやすい仕組みの構築等を進めること。